

第 9 1 号議案

足立区立保育所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区立保育所条例の一部を改正する条例

足立区立保育所条例（昭和 3 6 年足立区条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条に見出しとして「（設置）」を付し、同条中「第 3 5 条」を「第 3 5 条第 3 項」に改める。

第 2 条に見出しとして「（入所資格者）」を付する。

第 3 条に見出しとして「（保育の不承諾）」を付する。

第 4 条に見出しとして「（開所時間）」を付し、同条中「保育時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時」を「開所時間は、午前 7 時 3 0 分から午後 6 時 3 0 分」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 第 6 条第 1 項の規定により保育所の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）が管理を行う施設にあつては、指定管理者は、特に必要があると認めたときは、区長の承認を得て開所時間を変更することができる。

第 5 条に見出しとして「（休所日）」を付し、同条中「休園日」を「休所日」に改め、同条に次の 1 項を加える

2 指定管理者が管理を行う施設にあつては、指定管理者は、特に必要があると認めたときは、区長の承認を得て休所日を変更することができる。

第 6 条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第 6 条 保育所の管理に関する業務は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第

67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で区長が指定する指定管理者に行わせることができる。

- 2 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認められた場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。第7条に見出しとして「(委任)」を付し、同条を第14条とし、第6条の次に次の7条を加える。

(指定管理者の指定)

第7条 前条第1項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による申請をした者のうちから、規則で定める基準により保育所の目的を最も効果的に実現することができる者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

- 3 区長は、指定管理者を指定したとき又は指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(福祉施設指定管理者等選定審査会への諮問)

第8条 前条第2項に規定する指定管理者の候補者の選定審査に際しては、足立区福祉施設指定管理者等選定審査会条例(平成17年足立区条例第 号)第1条に規定する足立区福祉施設指定管理者等選定審査会に諮問するものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第9条 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 保育事業の実施に係る業務(区長の権限に属するものを除く。)
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が保育所の管理運営に必要と認める業務

(利用料金)

第10条 指定管理者は、足立区立保育所における特別保育の実施に関

する条例（平成14年足立区条例第16号。以下「条例」という。）
第2条第1項各号に規定する特別保育を行ったときは、児童の扶養義務者から特別保育に係る利用料金を徴収することができる。

2 利用料金の額は、条例別表に定める額の範囲内において、区長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（管理の基準）

第11条 指定管理者は、第9条に定める業務を適正かつ効率的に行わなければならない。

2 指定管理者及び保育所の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、保育所を利用する者の個人情報適切に保護されるために必要な措置を講ずるとともに、保育所の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

（原状回復の義務）

第12条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、施設又は付帯設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、区長の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償の義務）

第13条 指定管理者は、施設又は付帯設備に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定及び第7条を第14条とし、第6条の次に7条を加える改正規定

(第 7 条及び第 8 条に係る部分に限る。) は、公布の日から施行する。

(提案理由)

保育所の管理を指定管理者に行わせるとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。